

裁判官訴追委員会事務局障害者活躍推進計画

令和2年3月10日

裁判官訴追委員会委員長

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、本「障害者活躍推進計画」を作成した。

1 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

2 障害者雇用に関する課題

裁判官訴追委員会事務局においては、職員総数が14人の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。また、組織的な体制整備は十分には行われてこなかった。

3 目標

(1) 採用に関する目標

職員（障害者以外の者も応募可能。）の募集を通じ、障害者の採用を目指す。

(2) 定着に関する目標

なし（対象者がいないため）

4 取組み内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

- ① 障害者雇用推進者として、総務・事案課長を選任する。
- ② 障害者を採用した場合には、障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者の相談窓口を設置する。
- ③ 職員に対し、障害に関する理解促進・啓発のための研修を広く受講させる。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障害者を採用した場合には、障害者の能力や希望を踏まえつつ、職務整理票や組織内アンケート等を活用し、職務の選定及び創出について検討を行う。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ① 職員を募集する際には、障害者からの合理的配慮の申出がしやすいように、募集案内に合理的配慮の申出方法を記載する。
- ② 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ア 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - イ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ウ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

エ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。

オ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。